

# 富士川町「空き家バンク」への申請手順

《空き家を提供していただける方(空き家を貸したい・売りたい)》

## 1 賃貸・売却物件の登録の申込み

- ◆ 賃貸・売却物件の提供を希望される方は、登録申込書(様式第1号)及び登録カード(様式第2号)に必要事項を記入の上、役場政策秘書課推進担当宛に提出してください。郵送による受付もしてお



## 2 登録のための調査

- ◆ 町の担当者が、現地確認に伺います。  
(公社)山梨県宅地建物取引業協会(以下「宅建協会」という。)の担当者も同行します。



## 3 空き家情報の公開と利用希望者の募集

- ◆ 登録された物件は、町ホームページ、広報、窓口等で情報の公開、提供を行います。
- ◆ 空き家バンクの登録物件として、以下の内容を公開します。  
(1) 登録番号 (2) 売却又は賃貸の別 (3) 所在地(字まで)  
(4) 物件の概要 (5) 希望売却価格または賃料 (6) 利用状況  
(7) 設備状況 (8) 主要施設等までの距離 (9) 位置図  
(10) 物件説明書(配置図・間取り図) (11) 写真



## 4 物件の交渉

- ◆ 宅建協会が行います。  
交渉希望の申込みがあった場合、物件提供者へ町から連絡し、宅建協会の媒介により交渉を行います。

### 【問い合わせ先】

〒400-0592 山梨県南巨摩郡富士川町天神中條 1134 番地  
富士川町役場 政策秘書課 推進担当  
TEL : 0556-22-7216 FAX : 0556-22-3177